

よくある質問

【セーフティネット認定全般について】

Q: セーフティネット 4 号と 5 号の違いは何ですか。

A: セーフティネット 4 号は国が指定する災害の発生により影響を受ける地域の事業者、
セーフティネット 5 号は国が指定する業況が悪化している業種を営む事業者が対象になります。
尚、原則として 3 ヶ月ごとに指定地域・指定業種の見直しが行われます。

Q : 認定の基準となる売上高の減少率は其々何パーセントですか。

A : セーフティネット 4 号は 20%以上の売上減少

セーフティネット 5 号は 5%以上の売上減少が要件となります。

Q : 売上高の減少率を計算する基準月はいつにすればいいのですか。

A : 認定を申請する月の前月もしくは前々月の売上高が基準月となります。

(例：4 月中に申請する場合、3 月又は 2 月の売上高が対象となります。)

Q : 東大阪市で事業を営んでいる事を確認する資料として何が必要ですか。

A : 原則として次の書類をご提出下さい。

- ・法人事業者の場合：履歴事項証明書（発行 3 ヶ月以内、写し可）または直近決算に係る決算税務申告書（法人税）別表 1 等の写し。
 - ・個人事業者の場合：直近確定申告書（所得税）の第 1 表等の写し（2 年分）。
- 尚、東大阪市の事業所所在が上記書類で確認できない場合は別途確認資料が必要となります。

Q : 業歴が短く前年との比較が出来ない場合、認定の申請は可能ですか。

A : 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月末満の事業者も売上減少要件を満たせば申請可能です。

所定の要件は次の申請書式で確認下さい。

申請書式 セーフティネット 4 号 様式 4-(2)
セーフティネット 5 号 様式 7 他

Q : コロナ後（2020 年 3 月以降）に事業拡大（例：店舗・工場・支店等の増加、新事業の開始、設備投資等）し、売上高の通常比較が出来ない場合も認定は可能ですか。

A : 別途基準により認定できる場合がありますので相談窓口にお問い合わせ下さい。

Q : 代理人が申請する場合、委任状は必要ですか。

A : 法人代表者または個人事業者以外の方が代理にて申請する場合は所定の委任状が必要となります。
委任状の一般用または金融機関用の書式をダウンロードしご使用下さい。

【セーフティネット5号認定について】

Q：営む事業がどの業種に該当するかを確認する方法を教えて下さい。

A：日本標準産業分類における細分類で該当する業種名を確認して下さい。

Q：営む事業が現在認定の指定業種に該当するかはどこで確認できますか。

A：中小企業庁のホームページで確認できます。

尚、指定業種は3ヶ月毎に見直しされますのでご注意下さい。

Q：複数の事業を兼業していますが、セーフティネット5号の申請書式がたくさんありどれを使えばいいのですか。

A：次頁のセーフティネット5号（イ）様式早見表をご参照下さい。

詳細は相談窓口にお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 都市魅力産業スポーツ部

産業総務課分室

T E L : 0 6 - 6 7 4 8 - 7 2 7 5

【セーフティネット5号 様式早見表】

指定業種に属する事業を行っている

